

明治国際医療大学大学院学則

平成3年4月1日制定	平成27年4月1日改正
平成5年1月25日改正	平成27年9月1日改正
平成5年10月5日改正	平成30年4月1日改正
平成6年4月1日改正	平成31年4月1日改正
平成6年12月1日改正	令和3年4月1日改正
平成7年6月12日改正	令和4年4月1日改正
平成9年4月1日改正	令和5年4月1日改正
平成11年4月1日改正	令和6年4月1日改正
平成17年4月1日改正	
平成19年4月1日改正	
平成20年4月1日改正	
平成23年4月1日改正	

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、明治国際医療大学(以下「本学」という。) 学則第4条第2項の規定に基づき、明治国際医療大学大学院(以下「本大学院」という。) に関する基本的な事項を定める。

(目 的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(課 程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は、これを修士課程と呼び、後期3年の課程を博士後期課程と呼ぶ。

4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする

第2章 研究科及び入学定員等

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に置く研究科、専攻及び入学定員、収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
鍼灸学研究科	鍼灸学専攻	修士課程	4	8
		博士後期課程	4	12
保健医療学研究科	鍼灸学専攻 (通信教育課程)	修士課程	16	32
	柔道整復学専攻	修士課程	3	6
	保健学専攻	修士課程	6	12
		博士後期課程	2	6

(研究科の目的)

第5条 鍼灸学研究科は、大学院の目的にのっとり、鍼灸医学の分野の発展に寄与することができる研究能力と医療一般の幅広い知識に加えて高度な専門的実践力を兼ね備えた指導的立場に立つ医療人の育成を目的とする。

2 保健医療学研究科は、大学院の目的にのっとり、保健医療学の分野の発展に寄与することができる研究能力と高度な専門的実践力を兼ね備えた指導的立場に立つ医療人の育成を目的とする。

(専攻の目的)

第6条 鍼灸学研究科鍼灸学専攻は、鍼灸医学研究に必要な高度な研究能力ならびに専門的な研究能力を有する人材養成を行うとともに、我が国及び世界の鍼灸医学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的とする。

2 保健医療学研究科柔道整復学専攻は、柔道整復学研究に必要な高度な研究能力ならびに専門的な研究能力を有する人材養成を行うとともに、柔道整復学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的とする。

3 保健医療学研究科保健学専攻は、保健学研究に必要な高度な研究能力ならびに専門的な研究成果の実装能力を有する人材養成を行うとともに、保健学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的とする。

4 通信教育課程に関する規程は別に定める。

第7条 研究科に研究科長及び専攻長を置くことができる。

第3章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第8条 本大学院の授業科目の授業と学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、本大学院に属する教員が担当する。ただし、研究指導は、別に定める基準に適合した教員が担当するものとする。

(運営組織)

第9条 本大学院に、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置き、学長、研究科長、専攻長及び前条ただし書に適合した教授をもって組織する。ただし、必要があると認めたときは、大学院に属するその他の教員を加えることができる。

2 委員長は、学長がこれにあたる。学長に事故があるときは、研究科長がその職務を代行

する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の審議)

第 10 条 委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項。

(2) 学位の授与に関する事項。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長、研究科長及び専攻長その他の委員会が置かれる組織の長（以下この項目において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 11 条 本大学院に事務職員を置く。

第 4 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 12 条 本大学院の修士課程の標準修業年限は 2 年、博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第 13 条 修士課程の鍼灸学専攻、柔道整復学専攻及び保健学専攻における在学期間は 4 年をこえることができない。

2 修士課程の鍼灸学専攻（通信教育課程）における在学期間は 6 年をこえることができない。

3 博士後期課程の鍼灸学専攻及び保健学専攻における在学期間は 6 年をこえることができない。

4 前条第 2 項の規定により計画的な履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

(学年、学期、休業日)

第 14 条 学年、学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第 5 章 入学、休学、退学、転学及び除籍

(入学資格)

第 15 条 修士課程に入学できる者は、学校教育法第 102 条及び同法施行規則第 155 条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学できる者は、学校教育法第 102 条及び同法施行規則第 156 条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条について同じ。）に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（入学の時期）

第 16 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

（入学志願手続き）

第 17 条 本大学院に入学しようとする者は、指定の期日までに所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第 18 条 入学志願者に対しては、修士課程及び博士後期課程を修めるために必要な学力、人物及び健康状態について選考の上、合否を決定する。

2 入学選考の期日及び方法その他入学試験の実施に関し必要な事項は、その都度学長が定め公示する。

（入学手続き）

第 19 条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定め、入学金と共に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学資格を証明する卒業証明書またはこれに代わるその他の証明書
- (2) 誓約書

(3) 履歴書

2 前項の入学手続きを完了した者は、入学を許可する。

(休 学)

第20条 病気その他の理由により3ヶ月以上休学しようとする時は、その理由を記して保証人連署の上、学長に願い出、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、修士課程では2年、博士後期課程では3年をこえることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復 学)

第21条 休学の理由がなくなったときは、保証人連署の上、学長に復学を願い出て許可を得なければならない。

(転 学)

第22条 他の大学院に転学しようとする者は、その理由を詳記し保証人連署の上、指導教授を経て学長に願い出なければならない。

(退 学)

第23条 病気その他止むを得ない理由により退学しようとする者は、理由を詳記し保証人連署の上、指導教授を経て学長に願い出なければならない。

(再入学)

第24条 退学した者が再入学しようとするときは、選考の上、許可されることがある。

(除 籍)

第25条 次の事由に該当する者は除籍する。

(1) 所定の在学年数が過ぎても修業の見込みがないと認められた者

(2) 授業料の納入を怠った者

第6章 授業科目及び単位数

(教育方法)

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。

(教育方法の特例)

第27条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業の方法)

第28条 本大学院の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業科目及び履修単位数)

第 29 条 本大学院における授業科目及び履修単位数は別表第 1-1、第 1-2、第 1-3、第 1-4、第 1-5 及び第 1-6 のとおりとする。

(他の大学院等の研究指導)

第 30 条 本大学院は、教育・研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との事前の協議に基づき、学生に当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。

2 学生は前項の規定に基づく研究指導を希望するときは、指導教授を経て学長に願い出てその許可を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により受けた研究指導は、課程修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

4 その他実施について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 課程修了及び学位

(修士課程の修了要件)

第 31 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 32 条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、12 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、とくに優れた研究業績を上げた者については、1 年(修士課程を修了した者にあっては、博士後期課程における 1 年以上の在学期間と修士課程における在学期間を合算して 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第 33 条 履修科目の単位修得の認定は、試験(または研究報告等)により担当教員が行うものとする。ただし、病気その他止むを得ない事情のため試験を受けることができなかつた者あるいは不合格の科目については再試験を行うことがある。

(成績の評価)

第 34 条 各授業科目及び学位論文の成績は、次のとおりとする。

- (1) 各授業科目は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。
- (2) 学位論文は、合格、不合格とする。
- (3) 最終試験は、合格、不合格とする。

(学位論文及び最終試験の認定)

第 35 条 学位論文の審査及び最終試験は、本学学位規程によって定める審査委員会が行いその成績に基づき、委員会の議を経て学長が認定する。

(学位の授与)

第 36 条 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位(専攻分野の名称)
鍼灸学研究科	鍼灸学専攻	修士課程	修士(鍼灸学)
		博士後期課程	博士(鍼灸学)

	鍼灸学専攻 (通信教育課程)	修士課程	修士（鍼灸学）
保健医療学研究科	柔道整復学専攻	修士課程	修士（柔道整復学）
	保健学専攻	修士課程	修士（保健学）
		博士後期課程	博士（保健学）

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学の定めるところにより、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（学位規程）

第37条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は本学学位規程の定めるところによる。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等

（入学検定料、入学金及び授業料の額）

第38条 入学検定料、入学金及び授業料は別表第2-1及び第2-2のとおりとする。

2 授業料の納入は、年額の授業料の半額をそれぞれ前期・後期に区分し、次の納入期限までに納入しなければならない。

前期納入期限 4月20日まで

後期納入期限 10月20日まで

ただし、入学年度の前期授業料等は、入学手続き時に納入しなければならない。

3 休学を許可された者又は命じられた者は、在籍料として半期50,000円を納入しなければならない。

4 第44条により停学に処せられた者は、停学中であっても授業料は納入しなければならない。

（納付金の還付）

第39条 既納の納付金は如何なる事情があっても還付しない。

（授業料等の延納、分納）

第40条 授業料等の納入が極めて困難な学生に対しては、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

第9章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第41条 本大学院の授業科目のうち特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、委員会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関しては、特に定める場合のほか、本学学則第77条を準用する。

（研究生）

第42条 本大学院で特定の事項について研究指導を希望する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、学長は、委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関しては、特に定める場合のほか、本学学則第63条を準用する。

(外国人留学生の取扱い)

第43条 第15条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 本大学院学則は、特に定めるもののほか外国人留学生にも適用する。

第10章 賞 罰

(賞 罰)

第44条 表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第11章 研究指導施設及び厚生保健施設

(研究指導施設及び厚生保健施設)

第45条 学生は、本学の図書館及び研究施設並びに厚生保健施設等を利用することができる。

第12章 補 則

(補 則)

第46条 この学則を実施するため必要な事項は学長が定める。

附 則 この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成5年1月25日から施行する。

附 則 この学則は平成5年10月5日から施行する。

附 則 この学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成6年12月1日から施行する。

附 則 この学則は平成7年6月12日から施行する。

附 則 この学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成11年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

2 第26条に規定する別表1、別表2及び第35条は平成20年度以降の入学生に適用する。

附 則1 この学則は平成23年4月1日から施行する。

2 第27条に規定する別表第1－1は平成23年度以降の入学生に適用する。

附 則 この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則 この学則は平成27年9月1日から施行する。

附 則1 この学則は平成30年4月1日から施行する。

2 第28条に規定する別表第1－1、第1－3及び第1－4は平成30年度以降の入学生に適用する。

- 附 則 1 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条に規定する別表第 1－5 及び第 37 条に規定する別表第 2－2 は平成 31 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 37 条に規定する別表第 2－1 及び第 2－2 は令和 4 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 29 条に規定する別表第 1－1、第 1－3、第 1－4、第 1－5 及び第 38 条に規定する別表第 2－1、第 2－2 は令和 4 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 38 条に規定する別表第 2－1 及び第 2－2 は令和 6 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1－1

鍼灸学研究科 鍼灸学専攻 修士課程

授業科目の概要	科目区分 基盤科目	授業科目	授業を行う年次	単位数	備考
		統合医療学特論	1	1	
		研究計画法特論	1	2	
		医療英語講読特論	1	1	
		データ解析学特論	1	2	
	鍼灸医学専攻 専門科目	英語プレゼンテーション学特論	1	1	
		基礎鍼灸医学	1	4	
		臨床鍼灸医学	1	3	
		教育学概論	1	1	
		鍼灸医学特論	1	1	
	伝統鍼灸学研究法	伝統鍼灸学研究法	1	2	選択科目
		鍼灸基礎医学研究法	1	2	選択科目
		鍼灸臨床医学研究法	1	2	選択科目
		健康予防医学研究法	1	2	選択科目
	伝統鍼灸学演習	伝統鍼灸学演習	1・2	4	選択科目
		鍼灸基礎医学演習	1・2	4	選択科目
		鍼灸臨床医学演習	1・2	4	選択科目
		健康予防医学演習	1・2	4	選択科目
	特別研究Ⅰ Ⅱ Ⅲ	特別研究Ⅰ	1・2	1	
		特別研究Ⅱ	1・2	5	
		特別研究Ⅲ	1・2	2	
	医療機関実習	1・2	4	自由科目	
履修方法					
修了に必要な単位数は、必修科目 24 単位ならびに研究法 2 単位以上、演習 4 単位以上を選択必修し、合計 30 単位以上とする。					

別表第1－2

鍼灸学研究科 鍼灸学専攻 博士後期課程

授業科目の概要	専攻	分野	必修科目			備考
			授業科目	授業を行う年次	単位数	
授業科目の概要	鍼灸学専攻	伝統鍼灸学	伝統鍼灸学特論	1	2	備考
			伝統鍼灸学演習	1	2	
			伝統鍼灸学特別研究	1・2・3	8	
	鍼灸基礎医学	鍼灸基礎医学	鍼灸基礎医学特論	1	2	
			鍼灸基礎医学演習	1	2	
			鍼灸基礎医学特別研究	1・2・3	8	
	鍼灸臨床医学	鍼灸臨床医学	鍼灸臨床医学特論	1	2	
			鍼灸臨床医学演習	1	2	
			鍼灸臨床医学特別研究	1・2・3	8	

履修方法

1. 伝統鍼灸学、鍼灸基礎医学、鍼灸臨床医学の分野の中から1つ選択し履修する。
2. 博士後期課程において、修士課程と博士後期課程の専攻、分野が異なる者は上記の履修単位に加えて専攻領域の未履修の授業科目〔修士課程開設のもの〕を履修することが望ましい。
3. はり師・きゅう師の免許を有する者は、すべての専攻分野の選択が可能である。なお、はり師・きゅう師の免許を有さない者は、取得している免許、学位等に応じた専攻分野の選択が可能である。

別表第1-3

鍼灸学研究科 鍼灸学専攻（通信教育課程）修士課程

授業科目の概要	科目区分 基盤科目	授業科目	授業を行う年次	単位数	備考
		統合医療学特論	1	1	
		研究計画法特論	1	2	
		医療英語講読特論	1	1	
		データ解析学特論	1	2	
	鍼灸学専攻 専門科目	英語プレゼンテーション学特論	1	1	
		基礎鍼灸医学	1	4	
		臨床鍼灸医学	1	3	
		教育学概論	1	1	
		鍼灸医学特論	1	1	
	専門科目	伝統鍼灸学研究法	1	2	選択科目
		鍼灸基礎医学研究法	1	2	選択科目
		鍼灸臨床医学研究法	1	2	選択科目
		健康予防医学研究法	1	2	選択科目
	専門科目	伝統鍼灸学演習	1・2	4(2)	選択科目
		鍼灸基礎医学演習	1・2	4(2)	選択科目
		鍼灸臨床医学演習	1・2	4(2)	選択科目
		健康予防医学演習	1・2	4(2)	選択科目
	専門科目	特別研究Ⅰ	1・2	1(0.5)	
		特別研究Ⅱ	1・2	5(2.5)	
		特別研究Ⅲ	1・2	2(1)	
		医療機関実習	1・2	4	自由科目

単位数欄の()は面接授業による単位数で内訳

履修方法

修了に必要な単位数は、必修科目 24 単位ならびに研究法 2 単位以上、演習 4 単位以上を選択必修し、合計 30 単位以上とする。

別表第1－4

保健医療学研究科 柔道整復学専攻 修士課程

授業科目の概要	科目区分	授業科目	授業を行う年次	単位数	備考
		基盤科目			
		統合医療学特論	1	1	
		研究計画法特論	1	2	
		医療英語講読特論	1	1	
		データ解析学特論	1	2	
		英語プレゼンテーション学特論	1	1	
	柔道整復学専攻	運動器系構造学特論	1	1	選択科目
		スポーツ機能学特論	1	1	選択科目
		スポーツ医科学特論	1	1	選択科目
		スポーツバイオメカニクス特論	1	1	選択科目
		スポーツ柔道整復学特論	1	1	選択科目
		スポーツ能力計測演習	1	1	選択科目
		医療画像解析演習	1	1	選択科目
		シニア柔道整復学特論	1	1	選択科目
		ジュニア柔道整復学特論	1	1	選択科目
		インターンシップ演習	1	2	
		柔道整復学特論	1	2	
		柔道整復学演習	1・2	4	
		特別研究	1・2	8	
履修方法					
修了に必要な単位数は、必修科目 23 単位、専門科目の選択科目から 7 単位以上を修得し、合計 30 単位以上とする。					

別表第1－5

保健医療学研究科 保健学専攻 修士課程

授業科目の概要	科目区分 基盤科目	授業科目	授業を行う年次	単位数	備考	
		統合医療学特論	1	1		
		研究計画法特論	1	2		
		医療英語講読特論	1	1		
		データ解析学特論	1	2		
	保健学専攻 専門科目	英語プレゼンテーション学特論	1	1		
		東洋医学概論	1	1		
		東洋医学基礎理論	1	1	選択科目	
		未病医学特論	1	1		
		予防活動実践学特論Ⅰ	1	1		
		予防活動実践学特論Ⅱ	1	1		
		健康支援実践学特論Ⅰ	1	1		
		健康支援実践学特論Ⅱ	1	1		
		実践疫学特論	1	2		
		保健医療政策学特論	1	1		
		健康危機管理学特論	1	1	選択科目	
		地域診断コミュニティデザイン学特論	1	1	選択科目	
		心理コンサルテーション学特論	1	1	選択科目	
		情報科学活用学特論	1	1	選択科目	
		ヘルスケア創業経営学特論	1	1	自由科目	
		特別演習	1・2	4		
		特別研究	1・2	8		
履修方法						
修了に必要な単位数は、必修科目 28 単位、専門科目の選択科目から 2 単位以上を修得し、合計 30 単位以上とする。						

別表第1－6

保健医療学研究科 保健学専攻 博士後期課程

授業科目の概要	科目区分	授業科目	授業を行う年次	単位数	備考
保健学専攻	基盤科目	保健学特講Ⅰ	1	2	選択科目
		保健学特講Ⅱ	1	2	選択科目
		保健学特講Ⅲ	1	2	選択科目
		保健学特講Ⅳ	1	2	選択科目
		保健学特講Ⅴ	1	2	選択科目
履修方法	専門科目	保健学特別演習	1	2	
		特別研究	1・2・3	8	

修了に必要な単位数は、基盤科目の1科目2単位以上を必修とし、専門科目の2科目10単位、合計12単位以上とする。

別表第 2－1

鍼灸学研究科

専攻名等 区分	鍼灸学専攻	鍼灸学専攻 (通信教育課程)	備考
	修士課程 博士後期課程	修士課程	
入学検定料	30,000 円	30,000 円	
入学金	200,000 円	200,000 円	入学時のみ
授業料	800,000 円	800,000 円	年額

長期履修学生の授業料の年額は、その年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を当該課程修了までにかかる年数で除した額とする。

別表第 2－2

保健医療学研究科

専攻名等 区分	柔道整復学専攻	保健学専攻	備考
	修士課程	修士課程 博士後期課程	
入学検定料	30,000 円	30,000 円	
入学金	200,000 円	200,000 円	入学時のみ
授業料	800,000 円	800,000 円	年額

長期履修学生の授業料の年額は、その年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を当該課程修了までにかかる年数で除した額とする。